

インド 国家知的財産権戦略 (日本語仮訳)

商工省
産業政策推進局
2014年8月公表

2014年9月

独立行政法人 日本貿易振興機構
ニューデリー事務所
知的財産権部

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などを、できる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

国家知的財産権戦略 目次

| | ページ番号 ^{※1} |
|---|---------------------|
| A. 序文 | 2 |
| B. インドの現行知的財産制度の概要 | 2-3 |
| C. インドの国家知的財産権戦略に対する勧告 | 3-13 |
| 序文 | 3 |
| 国家知的財産権戦略の重要性と役割 | 3-4 |
| ビジョンステートメント | 4 |
| 知的財産権戦略の目的 | 4-13 |
| a) 知的財産権の創出の奨励 | 4-7 |
| b) インド特有のニーズと既存の問題点に対応するための知的財産権保護の強化と新規知的財産体制の創出 | 8 |
| c) 効率的でコスト効果に優れたサービス志向の知的財産行政インフラの構築 | 8-10 |
| d) 制度の構築と人材の育成 | 10 |
| e) 知的財産権エンフォースメントを改善しつつ知的財産尊重意識を創出するための企業組織の強化 | 10-12 |
| f) 知的財産の商品化促進 | 12-13 |
| 参考・引用文献 | 14-15 |

※1 JETRO 註：日本語仮訳に基づきページ番号を英語本文から変更。

A. 序文

1. 知的財産権は、ある国の領域内で認められる私権であり、産業、科学、文学および芸術の分野における個人または法人の創造性またはイノベーションを保護するために、かかる個人または法人に許諾（または付与）される。知的財産権は、創作者および発明者が創作物および発明に対して有する経済的権利および著作権人格権を法的に表現したものである。知的財産権は、与えられる期間が制限されており、その期間に限り、成果物が他者に無断で使用されるのを防止する。各国政府では、創造性とイノベーションを促進する政策手段として知的財産権を利用する機会が増えている。

2. グローバリズムの台頭および技術の絶え間のない進歩は我々の社会を着実に変化させており、これまでにないほど知識集約化が進んでいる。産業界も同様の発展パターンをたどっている。重要な点として、知的資産の適切な創出、保護、活用、移転の能力が競争優位性をもたらす重要な決定要因になったということがある。情報技術の急速な発達、企業、顧客、供給業者そしてその他の関係者間の情報のやり取りを、蜘蛛の巣が絡み合うように複雑かつ相互依存的にしている。こうした発展により、経済的成長の性質と範囲にパラダイムシフトが引き起こされている。

3. 知識が生産性向上と競争力の源となるとの前提により、知的財産権が中心に据えられることとなった。従来の生産要素である土地、労働力、資本と比べると、国の経済発展において、知識およびこれに対応する知的財産権の創出と管理の果たす役割の重要性が高まった。このように知的財産権の重要性が高まることで、国や地方自治体による知的財産イノベーション制度全体の捉え方が変わり始め、先進国でも発展途上国でも政策主導で取り組まれるようになった。先進国のほとんどは知的財産権を推進・保護する強力な制度および方針をすでに構築しており、発展途上国も徐々にではあるが着実に、国内ニーズに最適な同様のエコシステムの創設へと向かっている。

4. インドも知的財産権を創設し保護するための国家的枠組みを策定しており、発展を続けて現在ではすでにグローバル・スタンダードを満たしている。インドの今後の課題は、知的財産創出プロセスの規模を拡大し、科学技術上の創作物から価値を獲得してインドを最も革新的な先進国の 1 つに押し上げることである。

5. このような状況の中で、インド大統領は、2011～2020 年の 10 年間で「イノベーションの 10 年」と宣言した。これを受けて国家イノベーション評議会が創設され、プラットフォーム、インクルージョン、エコシステム、推進力、対話などの主要事項に重点を置いたイノベーションのロードマップ策定を目指すこととなった。また、イノベーション促進を図る国家知的財産権戦略の策定と、持続可能な開発および包括的な成長という主要懸案事項への対応を使命とする知的財産権に関する部門別イノベーション評議会が、産業政策推進局の傘下に設置された。

B. インドの現行知的財産制度の概要¹

6. インドでは、知的財産権保護のため立法、行政、司法上の枠組みが整備されており、かかる枠組みはインドが自国の発展上の問題に対応するために国際制度で認められた柔軟性を活用しながら

¹ インド商工省付属の議会の諮問委員会が 2011 年 3 月に開催した国内外の知的財産権に係る課題に関する会議のための議案書

ら、同時に国際的義務を果たすものとなっている。知的財産権に関するインドの総合的な法的枠組みには、1970年特許法（2005年改正）、1999年商標法、1999年商品地理的表示（登録および保護）法、2000年意匠法、2000年半導体集積回路配置法、1957年著作権法（2012年改正）、2001年植物品種および農民権利保護法などがある。そのほか、2002年競争法および2002年生物多様性法も、知的財産権についての問題に対応する重要な法律である。7つの知的財産権のうち4つ、すなわち特許権、商標権、意匠権、地理的表示権は産業政策推進局が所管する。残りの知的財産権は、高等教育局（著作権）、情報技術局（半導体および集積回路の配置）、農業協同組合局（2001年植物品種および農民権利保護法）が所管している。

7. このような法制面での整備が現在の知的財産制度の下地を作りあげており、そこには世界のベストプラクティスの一部が取り込まれている。今日のインドの知的財産制度は、知的財産を保護しつつ知的財産の創作者と利用者間の権利と義務のバランスを取っている。

C. インドの国家知的財産権戦略に対する勧告 序文

8. インドは経済新興国の1つであり、中国、ブラジル、ロシア、南アフリカ、メキシコと並んで過去にない急速な経済成長を遂げている。コスト効率が高い労働集約型経済であるインドは先進国からのアウトソーシングから多大な恩恵を受けており、妥当な製造輸出型の産業構造を維持している。インドは投資先および事業拠点として世界の中で最も魅力的な国の1つであり、長期的な経済成長を確保していく上で、イノベーションと効率がますます大きな役割を果たすことになる。

9. バランスのとれた強力な知的財産制度の重要性の認識から、ここ10年、インドの技術と貿易の発展に資する環境を醸成する目的で、政策レベルでの取り組みがいくつか行われてきた。しかし、多くが認める通り、イノベーションおよび知的財産権は発展し続けるものであり、世界の動向を把握して経済の要求の変化に対応するためには、国の枠組みおよび政策を絶えず見直すことが欠かせない。

国家知的財産戦略（NIPS）の重要性と役割

10. 国家知的財産戦略は、経済的、社会的、文化的および技術的発展を加速させ、企業の競争力を強化するために、知的財産の効果的な創出、保護、管理および商品化を奨励ならびに促進することを目的とした、一連の方策および指針を示すものである。この知的財産戦略を総合的な国家開発計画と融合させ、各セクター（科学、技術、通商および投資、工業、MSME、教育、エネルギー、食品および農業、ICT、環境、文化、遺産および伝統的知識など）における具体的な国家戦略の知的財産構成要素との相乗効果をもたらす必要もある。このようにして、知的財産戦略はイノベーションおよび創造性を促進するための重要な手段の1つとなるのである。

11. インドの国家知的財産戦略は、国際的な取り組みとの調和を図りつつ、開発上の優先度と目的に応じた具体的な調整が必要である。また、総合的かつ包括的な政策枠組み、近代的かつ効果的な法的および行政インフラ、イノベーションを受け入れる組織構造、熟練した人材、権限を付与されネットワーク化されたユーザー部門など、国内での効率的な開発志向の知的財産制度の確立を図る青写真を提供しなければならない。つまり、インドの国家知的財産戦略は、包括的かつ動的な枠

組みを提供することにより、その中であらゆる利害関係者が協力し、研究成果、イノベーション、新技術および創作物を創作、所有、活用できるようにすべきなのである。

12. 国家戦略は、研究開発機関、総合大学、産業および事業、イノベーション開発センター、専門機関、ベンチャーキャピタルならびにその他の利害関係者および企業体が国家知的財産戦略に歩調を合わせて独自の知的財産戦略を確立することを促進し、実現するものである。

ビジョンステートメント

13. 知的財産権を持続可能かつ包括的な開発と成長を加速させるための原動力として戦略的に活用することにより、イノベーションの10年の間に、インドをイノベーションと競争力に富んだ知識集約型経済大国へと発展させる。

知的財産権戦略の目的

14. 知的財産権戦略の目的は、社会的および経済的福祉、ひいては権利と義務のバランスに資する知的財産制度に適度な抑制と均衡を施す一方で、インドを世界的な見地による適切な発展およびイノベーション指数において上位に位置づけられるような革新的な経済国に転換させ、国内で持続可能かつイノベーションを促進する知的財産権管理制度を構築することにある。本戦略は、期限を定めた活動を通じて実施される。

15. 前述の目的の達成に向け、以下のような多面的アプローチを提案する。

- a. 知的財産権創出の奨励
- b. インド特有のニーズと既存の問題点に対応するための知的財産保護の強化と新たな知的財産制度の制定
- c. 効率的でコスト効果に優れたサービス志向の知的財産行政インフラの構築
- d. 制度の構築と人材の育成
- e. 知的財産の尊重促進と効率的な知的財産権エンフォースメント
- f. 知的財産の商品化促進
- g. インドのセクター別政策に含まれている知的財産構成要素の統合および国際的フォーラムでのグローバルな知的財産問題への対応

a. 知的財産権の創出の奨励

16. 知的資本は生産性の向上と国際競争力の重要な源泉である。今日では、複数の制度上の枠組みによって知的財産権の創出、管理、商品化が促進されている。「オープンイノベーション」のパラダイムによる、企業間の共同研究開発およびそれに伴う知的財産権創出への効果も徐々に表れてきている。イノベーションと知的財産権の環境は、学界および公的援助を受けている研究機関、中小企業、大企業ならびに新興企業／イノベーターにまで広がっている。知的財産の創出および商品化の検討を提案する戦略では、まず、その主な担い手の特性に着目する必要がある。

17. 知識経済において、商業的な競争力および経済成長を確保するには、知的財産を創出し、製

品と生産技術に組み込むことがますます重要になってきている。したがって、信頼できる国家知的財産制度を構築するためには、知的財産権の価値と知的財産権を国内外で保護することの重要性についての社会認識を浸透させなければならない。

18. 知的財産文化を創り出すためには、下記のセクター／関係者に特化した措置が必要となる。

* 中小零細企業

19. 中小零細企業 (MSME) は製造業生産高の約 45 % を占め、2,600 万の企業で 6,000 万人以上を雇用し、インドの商品輸出高の 40 % 以上を担う²インド経済の主力である。インドの中小零細企業の知的資本はプロセスの一部となっていることが多く、既存の知的財産の管理方法は公式の保護から非公式な保護まで非常に多岐にわたっている。また、準公式な方法が使用されることもある。

20. 知的産物を公式に保護するためには、その侵害に対して民事上および刑事上の救済が認められる法的権利の創出が必要である。準公式な方法では何らかの法的機構が必要とされるが、公式な登録 (例えば契約など) が不要とされる。非公式な保護には、顧客との高い信頼関係の構築、競争相手より短いリード・タイムの維持、専門的ノウハウの製品への組み込みなどがある。これらの非公式な方法は経営手法に広く取り入れられており、インドの小規模企業経営者にとって不可欠なビジネスアプローチとなっている。このような実務慣行が広く行われる原因として、MSME が自社の限られた資源を製品や製法開発に配分する傾向にあること、知的財産保護の重要性に関する認識不足、法律に基づく知的財産権の取得にかかる費用などが挙げられる。

21. こういった MSME の大半は現地市場で製造販売を行っているため、これまでコスト面で多大な恩恵を受け、国際競争から保護されてきた。しかし今日では、費用効果と地元での存在感のみで顧客基盤確保することは難しい。グローバル化とそれに伴う持続可能性の問題により、MSME はイノベーションおよび知的財産権の重要性に気付き始めている。

22. 知的財産資産の創出と保護を MSME に奨励するために、以下の具体的な戦略を提案する。

- (i) 教育とインセンティブを健全に組み合わせた措置を講じることで、MSME が専門家の助言に基づいて新たな知的財産の創出と既存知的財産の公式保護を行うよう奨励する必要がある。
- (ii) 知的財産促進センターの設立など、政府による既存の仕組みへの介入に関しては、規模を大幅に拡大して効果を高める必要があるだろう。そのために有効な方法の 1 つとして、こうした措置に既存の産業クラスターの活動との相乗効果を持たせることで、促進センターを知識普及のため、また知的財産創出プロセスにおける中小企業支援のための有効な結節点として発展させることが挙げられる
- (iii) 政府は、インド工科大学 (IIT) や国立技術研究所 (NIT) などの主要機関に特許および非特許文献のデータベースへのアクセス権を無償で与え、先行技術を検索できるようにすべきである。かかるデータベースは、関連技術を調査して空白地帯を把握し、未開拓分野での発明を促進するために有益である。純粋な戦略的計画の観点からも、世界の特許データベースを

² 2010 年中小零細企業に関する首相タスクフォース (Prime Minister's Task Force on Micro, Small & Medium Enterprises, 2010)

検索して技術状況を把握することは、インドの産業界が自国の相対的な強みを評価し、これらの分野の世界的リーダーを目指して相応な計画を立てる上で役立つと思われる。かかるアクセス権を与えられた機関の役割および責任は、発明を促す目的で技術状況を把握したり、無償でイノベーションの新規性を判断する予備調査や審査を実施することにより、SME/各発明者を支援すること、またごくわずかな手数料でイノベーターの特許出願を支援することにある。

- (iv) 研究開発費に対する税優遇措置は、イノベーションと知的財産創出のインセンティブとして有効な役割を果たすであろう。
- (v) イノベーションおよび知的財産創出には費用がかかるため、国の支援体制は真正な知的財産費用の実費補填と、公的補助金を受けている研究機関からの技術導入（ライセンスイン）を含めた技術移転の促進に重点を置く必要がある。

* 学術研究機関および公的研究機関

23. 学術研究機関は知識創造の最前線であり、国立研究機関とともにインド国内の科学活動をリードしている。経済と企業の成長の中核がイノベーションであることから、学術研究機関および公的援助を受けている研究機関の役割は、特に経済界への働きかけという点で徐々に大きくなってきている。

24. 学術研究機関および公的研究機関は、技術および知的財産の供給源として最大規模のものとなり得る。国は大学および公的研究機関に対し、研究だけでなく知的財産の登録も奨励・促進する制度上の仕組みを整えるべきである。そのためには知的財産の重要性のみならず、技術の創出およびその商用利用に関係するプロセスについても、インドの学術研究機関の認識を養う必要がある。例えば下記のような活動が考えられる。

- (i) インドの研究者/イノベーターには、特許出願の前に従うべき基本的注意事項を理解させなければならない。例えば、特許出願前に研究/発明を公開あるいは開示しない、初期段階の研究を企業/事業体に売却しない等である。
- (ii) 有能な科学者および技術者の知的財産創出意欲をかき立て、技術のライセンス供与/技術ベンチャー設立を奨励するべきである。大学による起業を促進することも有効な技術移転方法となり得る。
- (iii) 特に IIT などの機関では、学術研究の相当部分を貧困、健康、食品安全保障、エネルギー、飲料水、農業、国土安全保障などの国家的優先課題の対応に費やしていくべきである。情報技術、バイオテクノロジー、材料科学などの核となる技術は、しかるべく優遇する必要がある。
- (iv) 受託/共同研究による知的財産創出ならびに技術開発/移転を研究機関の科学的役割の一部とし、これを当該機関の重要業績指標の 1 つにすべきである。これは、第 1 級機関から第 2 級機関へと徐々に進めていってもよい。
- (v) 基礎的かつ長期的観点から、主流の教育制度への介入が必要である。知的財産の創出と知的財産尊重に対する基本的な考え方を学校、大学、総合大学での正規教育および職業レベルに取り込んで、将来世代に創造の文化を育てなければならない。このような教育では、知的財産の経済的側面のみならず社会的側面も取り扱われるべきである。こうした試みは、この種の教育をカリキュラムの一環として提供する主要機関ですでに実施されているが、ほとんどが選択コースおよび専門的教科に限定されている。堅牢なイノベーション・エコシステムを生み出すには、この教育の段階的拡充をより集中的に図らなければならない。そのためには、

AICTE^{※2} が認定したすべての専門課程のカリキュラムならびに大学の科学および応用分野の大学院修士／研究課程に知的財産権の講座を導入することが不可欠である。

*大企業

25. インドには、国内企業および外国企業を含めいくつかの大企業が存在する。国内で付与された特許については、外国企業の方が大きなシェアを占めているが、インド企業も自社の知的財産権ポートフォリオを活用して自社のニッチ環境を作り、競争力を獲得している。また、インド企業は他者の知的財産権を侵害しないよう、自社業務を慎重に管理することの重要性を認識している。一部の企業は、自社事業および知的資本を保護するため、ビジネスインテリジェンス・ツールおよび知的財産管理システムを導入している。それ以外の企業でも知的財産の重要性への認識が高まっており、的を射た支援を外部から得られれば短期間で追いつくことができる。ただし、インドではイノベーションを追求した研究開発はまだ低調であるため、世界的な競争力のある技術の開発への道は遠い。

26. 大企業には知的財産の創出と保護のためのノウハウと資源がある。グローバル化が進むにつれて、世界レベルの知的財産を創出して自社と国家双方の利益のために活用することが大企業の重要課題になるであろう。このような企業に対しては、研究開発に対する長期的な視点を持って研究投資を行うことを奨励し、強力で自立した自社技術ポートフォリオを作り出すだけでなく、世界的戦略ポジションを構築する規模を獲得してもらう必要がある。

27. また、インド企業には知的財産創出文化があることは明白であり、オープン・イノベーションの場を開設し、特に学术界と連携することが奨励されるべきである。研究機関については、重要知的財産の共同創出を図るため、政府との戦略的連携に導かなければならない。企業の社会責任に類似する制度をインド国内で推進し、オープンなイノベーションの文化を醸成するのもよいであろう。

*新興企業および個人イノベーター

28. インドは、新興企業（技術ベンチャーのほか、ベンチャー・ファイナンスやエンジェル投資家などのサービスを提供するベンチャーも含む。）の国へとなりつつある。このような技術起業家の多くが、テクノロジー・ビジネス・インキュベータ (TBI) や科学技術起業家パーク (STEP) の制度を利用している。多くは自身の知的財産権を使用して自らニッチ市場を作り出し、競争上の優位を得ようとする学術研究機関からのスピノフ人材だが、公的研究機関から出発した企業も相当数にのぼる。

29. 大学、研究機関、イノベーションを求める産業部門の相乗効果および緊密な連携は技術系起業家の育成にきわめて重要であり、下記の取り組みによってかかる連携をさらに促進する必要がある。

- i) ベンチャー・キャピタル投資などの支援業務の情報配信機構を適切なものにする。
- ii) 知的財産の創出、保護、商品化のための現場支援を行う専門公的機関が起業には不可欠である。かかる機関を特定し、サービス提供能力を強化する必要がある。

※2 JETRO 註：全インド技術教育審議会 (All India Council for Technical Education)

b. インド特有のニーズと既存の問題点に対応するための知的財産保護の強化および新たな知的財産制度の制定

30. 知的財産の保護には、範囲と深さの両方が関わってくる。新たな制度の構築と利用可能な制度における不足部分への対応は範囲の問題であり、知的財産権を付与／保護する機関の効率および権限ならびに提供される保護の程度は深さの問題である。

31. 知的財産保護体制を強化するには、以下の措置／戦略が不可欠である。

- i. 知的財産権の調査、審査、付与、維持および登録に関する手続、プロセスおよび指針の定期的な再検討および合理化の実施。その際、関連する利害関係者との協議のほか、国際的な模範事例とのベンチマーキングを行う。
- ii. インドが加盟している W 知的財産 O の世界的保護制度（特許協力条約および標章の国際登録に関するマドリッド制度）の利便性を最大限に活用すること。
- iii. 1957 年著作権法が 2012 年に改正された結果として、「視覚障害者等の発行された著作物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約」へのインド加盟も今後考慮すること。
- iv. 国内の要件に従って適切な措置をとるために、知的財産権における国際協力的手段を検討し、分析すること。
- v. 他国知財当局から伝統的知識および遺伝資源に特許が付与されることが懸念の原因となっている。遺伝資源および関連する伝統的知識へのアクセスに関する名古屋議定書は良い方向への第一歩だが、なすべきことは他にも数多く存在する。その点については、全世界の特許庁が、これらの資源の不正利用を防止するためのチェックポイントの役割を確実に果たすことが重要である。当該状況下では、1970 年特許法（改正法）、2002 年生物多様性法、2001 年植物品種および農民権利保護法がこの問題について国内レベルで対応しているが、知的財産に関する不正利用をチェックする独自の保護システムが国際的レベルで必要とされている。

c. 効率的でコスト効果に優れたサービス志向の知的財産行政インフラの構築

32. 説明責任の厳格化、効率改善および運用とサービスの品質向上が、先進国と発展途上国の別なく世界的な傾向として挙げられる。特許意匠商標総局を開発志向の近代的な部局に転換するため、以下の戦略が示されている。

- i. 将来の知的財産局(IPO)の組織改革において、同局がサービスおよび開発志向になることにより、知的財産権付与という自局機能を果たす上での効率、品質およびコスト効果が強化される。また、ISO 9002 取得も目指すべきである。
- ii. 知的財産局が現在および将来の作業負荷を効率的に処理し、知的財産出願人へ高品質の経済的なサービスを提供できるようにするため、人材の必要性を検討した後に増員を行う。
- iii. 職員の採用、研修およびキャリア開発の見直しを慎重に行い、知的財産局における最善の人材の採用および維持を図る。
- iv. 業界団体を通じて助言サービスおよび付加価値を提供する可能性を検討する。
- v. 能力開発、人材育成および認知度創出の領域において、他の知財当局との協力を強化する必要がある。

*特許意匠商標総局 (CGPDTM)³

33. 産業政策推進局の下部機関である特許意匠商標総局 (CGPDTM) は、4 つの知的財産権、すなわち、特許、商標、地理的表示、意匠の登録管理を所管し、デリー、ムンバイ、チェンナイ、コルカタ、アーメダバードの 5 都市に 11 の支局を有している。現時点では特許意匠商標長官が責任者であり、11 の支局の分掌は商標登録が 5 ケ所、特許 4 ケ所、意匠登録と地理的表示が 1 ケ所ずつとなっている。このほか、ナーグプルに国立知的財産管理協会 (RGNIP M) が設立され、現在は特許意匠商標総局からの研修要請に対応しているが、将来は知的財産権シンクタンクの役割も果たすことが提案されている。ナーグプルにはこの他、特許情報システム (PIS) も構築されている。NIIPM と PIS の支局長は特許意匠商標総局に直接報告を行う。

34. 近年、以下のような多くの外的要因によって、知的財産局には相当量の要求が突きつけられている。

- a. 法律改正によりインドの知的財産保護対象が拡大したため、4 つのカテゴリーすべてで知的財産権出願件数が増加したこと。これにより過去 10 年間、知的財産局の作業量が組織全体で増加している。
- b. グローバル化が進み好調なインド経済を背景として知的財産の重要性が高まり、それと同時に知的財産制度の構築に対する要求がさらに高まったこと。

また、以下の理由により、業務に対する圧力はさらに増加すると考えられる。

- (a) 特許意匠商標総局は、特許協力条約に基づき、国際調査機関 (ISA) および国際予備審査機関 (IPEA) としての機能を開始している。ISA/IPEA の運用により、同局には多くの要求が課されることになる。
- (b) 2013 年 4 月 8 日のマドリッド・プロトコル加盟に伴って、長期的に見ると申請件数が増加する。この加盟により商標登録の処理期間の短縮が義務付けられるという問題が付随して発生し、特許意匠商標総局はすべての商標登録出願に対して 18 ヶ月以内の対応が必要となる。

35. 政府は、第 10 次計画の期間中および第 11 次計画において知的財産局を近代化し機能を強化するという計画を実施して、増大する作業量に対応してきた。第 11 次計画 (2007~2012 年) では、知的財産局の近代化および機能強化の予算として 30 億ルピーが割り当てられた。新たな拠点の建設、電子化および知的財産データベース購入資金のほか、計画の相当部分が人材開発に割り振られた。様々な職務階級で合計 414 の役職が創設された。これにより、同局の中核的人材はそれまでにあった役職と比較して 100%超の増加となる見込みである。第 12 次計画でもこの措置が継続される予定である。

36. また、知的財産制度の効率および透明性を向上させる措置も講じられた。商標および特許の出願手続ならびに登録後の業務は完全に電子化されており、意匠出願の完全電子化に向けた手続きもかなり進んでいる。公開済みの商標および特許に関する審査報告書及び明細書などの記録は、すべてオンラインで閲覧することができる。登録特許および商標の場合を含め、電子登録の詳細も閲覧可能である。出願の審査、登録/付与、出願の放棄、聴聞のスケジュールなどの通知を、公衆が

³ 特許意匠商標総局の組織再編に関する DIPP ディスカッション・ペーパー (DIPP Discussion Paper on Review of Organizational Structure of the Office of the Controller General of Patents, Designs, Trademarks and Geographical Indications)

リアルタイムで閲覧できる検索システム (Dynamic Trademark and Patent Search) も導入されている。

37. しかし、実務レベルでは、知的財産局の機能向上のため下記の措置が必要と考えられる。

- i) 新規雇用および人材育成を通じた能力強化により、付与／登録手続を迅速化させる。
- ii) 遺伝資源および関連する伝統的知識を利用した発明への特許付与に関する指針の実施に伴って発生し得る課題の解決に向け、特許意匠商標総局と国立生物多様性局の会議を定期的
に開催する。

38. 他の知的財産部局（特に著作権登録局、植物品種および農民権利局、半導体集積回路配置登録局など）の機能を強化するために、関係行政部門が同様の措置を取る必要も出てくるであろう。

d. 制度の構築と人材の育成

39. 知的財産を熟知した職員、有識者、専門家、教員およびトレーナーからなる大規模な人材プールを構築するため、以下の戦略を採用する。

- i. 国立知的財産管理協会 (RGNIIPM) が知財問題に関するシンクタンクとして活動し、関心の高い知財関連事項の研究、各種利害関係者の要望に沿った研修コースの考案および提供、ならびに学術機関と協議した上での教育用カリキュラムの開発を行う。
- ii. 同協会は、類似分野に関わりのある他の学術機関との連携を国内および国際レベルで推進する。その目的は、知的財産権に関する共同研修プログラム（植物品種保護ならびに伝統的知識および生物資源に関連する課題に特化したプログラムを含む）を開発し、共同調査研究を実施することである。
- iii. 種々の国立法科大学、総合大学、IIM および IIT 内に設置された人材開発省知的財産権部門 (IPR Chair) は、政策立案、立法提案のほか、二国間および多国間の枠組みにおける交渉についても、継続的支援をすべての中央政府省庁に提供すべきである。
- iv. 州政府は国立知的財産管理協会と密接に協議し、認知度および教育研修の向上を目的とする独自の知的財産機関を設立することが奨励される。
- v. 税関、警察および司法研修を担当する機関は、知的財産研修を必須要件の一部とすべきである。森林中心の研究機関にも、知的財産に関する研修を組み込むことができる。そのほか、分野横断的科学研究に従事する職員の研修コースを実施することもできる。
- vi. 知的財産の創出、管理、エンフォースメントまたは商品化に関与する国立機関は、知的財産研修と能力開発を業務に組み込むように奨励されることがある。
- vii. 国内トップの産業およびビジネス団体、知的財産専門家団体、発明者団体、ベンチャー・キャピタル基金ならびにその他の私的団体または自治組織は、構成員のための知的財産研修・モジュールの開発を奨励されることがある。

e. 知的財産権エンフォースメントを改善しつつ知的財産尊重意識を創出するための企業組織の強化

40. 知的財産権は私権であるため、それを保護する立法、行政、司法制度を通じ、知的財産権者によって行使される必要がある。インドの知的財産法では民事と刑事両方の救済方法が定められて

おり、その規定はインドの刑事訴訟法、民事訴訟法、司法組織の権能を様々なレベルで定めた規則および細則に基づき、主として州政府が執行する。ただし、国境措置の実施については中央政府が責任を負う。

41. 知的財産権のエンフォースメントについては、法的措置が中央政府と州政府の適切な行政措置によって補完される。著作権エンフォースメント諮問委員会 (CEAC) が最上位の諮問機関として人材開発省によって設置された。CEAC は業界、警察および関係省庁の代表者で構成されており、著作権法の執行を強化する措置に関する助言を政府に対して行い、執行状況を定期的に審査する。このほか、州政府レベルでも州警察本部内にエンフォースメント担当部局が設置され、著作権関連事件を担当する調整役の職員が州政府により任命されている。知的財産係争解決の迅速化を目的として知的財産審判委員会 (IPAB) も設置され、商標および地理的表示の登記官ならびに特許意匠商標長官の判断、命令、指示に対する不服申し立ての審理を行っている。

42. 知的財産権利者の間で、自己の権利の有効な保護を講じる必要性への認識が高まっており、全国の商工会が、商標の侵害と海賊行為に関連する問題への啓蒙を目的として知的財産権者協会 (IP Owners Association) および知的財産権委員会 (IPR Committee) を設立している。知的財産権委員会には市場調査および知的財産権利者の権利行使の改善措置の策定も期待されている。また、音楽および映画を中心とする多数の業界団体が権利保護のため積極的な活動を展開しており、インド映画連盟 (Film Federation of India)、インド映画協会 (Motion Picture Association)、インド音楽産業協会 (Indian Music Industry) などが警察と連携協力して海賊版対策に取り組んでいる。映画および音楽産業が盛んなタミル・ナードゥ、ケララ、アーンドラ・プラデーシュ、マハーラーシュトラの州政府は、密売人、麻薬常用者、暴力団員、森林犯罪者、不道德交通違反者、スラム強奪者の危険活動防止法 (Prevention of Dangerous Activities of Bootleggers, Drug Offenders, Goondas, Forest Offenders, Immoral Traffic Offenders and Slum Grabbers Act) を制定した。同法ではビデオ海賊版製作も犯罪となる。

43. 組織あるいは企業のレベルでは、すべての種類の企業体、特に立場が弱い小規模およびニッチ・ビジネスに対し、商標を通じて自社製品を保護するよう奨励すべきである。これにより企業は、自社のブランド価値を事業上、社会上の強みとして活かすことができる。インドの GDP への寄与を最も急速に高めている部門の一つで、FDI への貢献度が最も高い部門でもあるサービス部門が商標登録戦略を導入して、国内外での競争力確保とビジネス界での存在感の向上を目指すよう奨励する必要がある。国際市場において十分な評価を得ているインドの強力なブランドが持つ信用を活用することは、国の利益にもなる。すでに公有となっている未保護のイノベーションについて特許が発行されることを防止するため、自社製品に関する包括的データベース／カタログを構築するよう SME に奨励することが考えられる。

44. 地理的表示に関しては、インドには、所与の品質、名声またはその他の商品特性が地理的出所に由来する芸術、手工芸、農業生産技術、民族品のすぐれた伝統があり、いずれも地理的表示の形式で保護されるべきである。ダーズリン紅茶、マイソール・シルク、カシミールの張り子などはグローバル市場で名が知られているが、まだ無数の地元産品が知的財産の観点からは未開発のままになっている。したがって、認知向上の取り組みを行ってそのような地元産品の重要性を宣伝する必要がある。手工芸品および手織担当開発局等の中央政府機関は、適切な州／地域事業体およびパ

ンチャーヤト^{※3}と協力して下記の取り組みに関与することもある。

- i) GI 登録の利点について地域社会を啓発する。
- ii) GI 権利者が所定の品質基準を遵守しているかを検証するための手続を定める。
- iii) ブランド構築のためのロードマップを作成し、GI 登録製品の市場での存在感を強化する。
- iv) 執行に関連する問題について州当局と調整する。

45. 意匠のイノベーションを通じた付加価値は、製造およびサービス両産業の競争力を強化する上で極めて重要な役割を果たす⁴。アップル社およびその他の数百社の企業が驚くべき成功を遂げたことにより、市場におけるデザインイノベーションの力が立証されている。インドに関しては、意匠を保護する法的制度は存在するものの、信用に基づく関係を通じた意匠保護という非公式の慣行がいまだに支配的である。公式の保護方法を採用すれば取引上の紛争を回避することができ、デザインイノベーションが適切に保護されるため、公式の保護方法への移行措置を講じる必要がある。

46. 工業意匠の保護は、必要な行政介入によって奨励、促進されなければならない。

47. 植物品種の保護は、新品種開発を奨励し現存品種を保護するために不可欠である。植物品種および農民権利保護当局は、新規品種、現存品種および本質的に由来する品種の登録手続を開始したが、出願促進のため大規模な啓発活動が必要である。

f. 知的財産権商品化の促進

48. イノベーションが影響力を持つためには、頭の中／研究所からアイデア／イノベーションを市場に出すことが不可欠である。市場に出ることで、アイデアやイノベーション本来の価値が、製品およびサービスを通して実現される。大組織には自己の技術／知的財産を製品化する意図も能力もあるが、そうでない組織もある。したがって、中小企業や個人イノベーターに対する障壁を取り除き、知識を大規模に活用できるようにする仕組みが不可欠であり、政策によって以下のことを奨励促進する強固で透明性のある国家制度を定める必要がある。(i) 商品化を目的とした他の事業体へのライセンス付与、(ii) 知的財産を交換可能な複数の企業間での知的財産権交換が可能になるクロスライセンス契約締結、(iii) 将来の研究開発の発展および製品／サービス改善に向けた知的資産の活用、(iv) 知的資本による適正な評価区別に基づく知的財産権または事業全体の売却／合併／買収、(v) パテント・プール、つまり複数の企業が自己の技術／知的財産を持ち寄って共通の利害に加わり、相乗利益のある製品を創出すること、(vi) 知的財産ライセンス契約の安定性強化。この点については、全国の CSIR^{※4} 研究所が開発した技術の商品化を目的とする CSIR Tech Pvt. Ltd. の設立を通じて CSIR がさまざまな取り組みを開始している。

49. 国立研究機関、学術研究機関および公的資金の提供を受けているその他の機関は、研究結果の商品化を図るべきである。その方法として、研究機関の組織力の構築／強化を行い、公式あるいは非公式に知的財産の最適利用を可能にすることが考えられる。公的資金の提供を受けている機関による商品化努力を正当に認めるシステムを持つ制度は、このプロセスにプラスの影響を与えることができる。

^{※3} JETRO 註：インド農村部における自治体

⁴ National Design Policy (2007 年)

^{※4} JETRO 註：科学産業研究委員会 (Council of Scientific and Industrial Research)

50. 知的財産資産の商品化を促進、奨励するには、以下の戦略を活用することができる。
1. 知的財産資産を商品化するために、創作者および発明者、大学、業界ならびに金融機関の関係を強化する。
 2. 知的財産の取引と業界団体による知的財産資産市場の創出を促進するために知的財産取引所を創設する。
 3. MSME にとって必要なサービスパッケージを提供する促進センターを介して、MSME が創出した知的財産の確認、保護および商品化を促進する。
 4. 技術獲得・開発ファンド (TADF) の特許プールの下で取得し、国家製造業政策の条項に従ってライセンス付与された技術の商品化および製造を奨励する。

G 参考・引用文献

Introduction to Intellectual Property, (http://www.知的財産 india.nic.in/知的財産権/patent/patents_filing.pdf)

PCT Resources, W 知的財産 O (<http://www.w 知的財産 o.int/pct/en/>)

Outline of the National Intellectual Property Strategy, GOV.cn, (english.gov.cn/2008-06/21/content_1023471.htm)

Indian Patent Law in the post-TR 知的財産 S Decade: S&T Policy Appraisal, AD Damodaran, J. Intellect. Prop. Rights, 13, 414, 2008

The 'National System of Innovation' in Historical Perspective, C. Freeman, Cambridge J. of Economics, 19, 5, 1995

Intellectual Property: Powerhouse for Innovation and Economic Growth, AN Dixon, ICC BASCAP & ICC Commission on Intellectual Property, 2011

Evaluation of the Finnish National Innovation System - Full report, (<http://www.tem.fi/files/24929/InnoEvalFi FULL Report28 Oct 2009.pdf>)

Intellectual Property Strategic Program 2005, (<http://www.kantei.go.jp/foreign/policy/titeki/kettei/030708fe.html>)

2010 Joint Strategic Plan on Intellectual Property Enforcement, (http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/omb/assets/intellectualproperty/intellectualproperty_strategic_plan_pdf)

<http://www.interlinkre.com/A%20Birds%20Eye@20Veiw@20-%20Indian%20Economy%2020-11.pdf>, and
<http://www.ibef.org/india/economy/economyoverview.aspx>

Profiting from Technological Innovation: Implications for Integration, Collaboration, Licensing and Public Policy, DJ Teece, Research Policy, 15, 285, 1986

Strategies for Managing Knowledge assets: the Role of Firm Structure and Industrial Context, DJ Teece, Long Range Planning, 33, 35, 2000

Innovation and 知的財産権 Management at Firm/Organizational Level, A Wali (*Background paper for APCTT*) 2011

Innovation in India, National Knowledge Commission, Government of India, 2008

Intellectual Property and Development, The International Bank for Reconstruction and Development/The World Bank, 2005

Intellectual Property Protection as a Key Driver of Service Innovation: An Analysis of Innovative KIBS Businesses in Finland and the UK, S Paallysaho and J Kuusisto, Int. J. Services Technology and Management, 9, 268, 2008

Role and Strategic Use of 知的財産権 in International Research Collaborations, European Commission Working Paper, 2002

(関連論文の帰属については相当な注意を払ったが、見落としが原因の不注意による脱漏はありうる。)

国家知的財産権戦略に基づく作業計画

国家知的財産権戦略の作業計画に基づき、以下の活動を実施することが確認されている。

- a. インド政府からの資金提供を受けた各種の計画／プログラム（イノベーションを奨励するための官民パートナーシップによるものを含む）の研究を委託すること（さまざまな活動の連携を推進するために不可欠な情報であり、これによって包括的な見方を得る）。
- b. 「視覚障害者等の発行された著作物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約」への調印および加盟に努めること。
- c. 「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」への加盟にも努めること。
- d. 「意匠の国際登録に関するヘーグ協定」をインドの意匠法と比較評価すること。（同協定への加盟を目的とする。）
- e. 大学／学術機関および専門省庁（科学技術庁等）が運営する特許促進センターを、特許局がない都市における特許出願の「受付機関」として受け入れる可能性について評価すること。